

山上高昭議員の資産等報告書に係る調査請求について

1 調査請求の概要【第4回資料②】

- ① 資産（土地、建物、預貯金等）の項目に「該当なし」と記載されていることの真実性
- ② 税等の納付状況
- ③ 資産等報告書の訂正を拒否した正当な理由があるか
- ④ 山上議員が市議会本会議の場で釈明する意思があるか
- ⑤ 山上議員が資産等報告書の訂正を拒否している問題に対する大野城市市議会議員一人ひとりの見解

2 今までの経過

- (1) 審査会：審議内容等のまとめは【第4回資料③】参照
- (2) 市民の方：広報「おおのじょう」9月15日号で公表して以降、資産等報告書の閲覧が10件程度、市民の方から問い合わせが複数あっている。
- (3) 議会：「大野城市議会及び全議員に対して政治倫理条例の遵守を求める請願書」が11月22日に議長に提出され、12月6日の総務政策委員会で採択された。12月17日の議会最終日に採決され、採択・不採択が決定する予定。【第4回資料④】参照
- (4) 報道関係：12月6日に読売新聞にて関連記事の掲載があった。

3 スケジュール

11月18日(月)	調査請求書の提出（市民→議長）
11月19日(火)	調査請求書と添付資料の写しの送付（議長→市長）
11月25日(月)	調査請求書と添付資料の写しの提出・審査依頼（市長→審査会） ※調査を請求された日の翌日から起算して7日以内
12月12日(木)	令和6年度第4回政治倫理審査会
	調査（照会・回答）【第4回資料⑤】参照
1月17日(金)	令和6年度第5回政治倫理審査会
1月24日(金)	調査意見書の提出期限（審査会→市長） ※審査を求められた日の翌日から起算して60日以内
	調査意見書の送付（市長→議長）
1月31日(金)	調査意見書の内容を文書で回答する期限（議長→請求者） ※調査意見書の提出を受けた日の翌日から起算して7日以内
～ 令和12年 1月24日	調査意見書の閲覧 ※提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで

【参考】

(市民の調査請求権)

第10条 市民は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、これを証する資料を添えて、市長等に係るものについては市長に、議員に係るものについては議長に調査を請求することができる。

- (1) 資産等報告書に疑義があるとき。
- (2) 第3条又は第14条に反する行為をした疑いがあるとき。

(政治倫理基準)

第3条 市長等及び議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う請負契約及び一般物品納入契約に関して、特定の業者のために有利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員採用に関して、推薦、紹介をしないこと。

(市工事等の契約に対する遵守事項)

第14条 市長等及び議員の配偶者並びに同居の親族は、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項及び第180条の5第6項並びに地方公営企業法第7条の2第11項の規定の趣旨を尊重し、その請負を辞退するものとし、市民に対し疑惑の念を生じせしめることがあってはならない。

2 前項の規定は、市長等及び議員並びにその配偶者及び同居の親族が行う一般物品納入契約について、これを準用する。

2 前項の規定により調査の請求をされたときは、議長にあっては調査請求書と添付資料の写しを市長に送付し、市長は市長等又は議員に係る調査請求書と添付資料の写しを調査を請求された日の翌日から起算して7日以内に審査会に提出し、審査を求めなければならない。

3 第8条第2項から第4項までの規定は、前項の調査請求があった場合にこれを準用する。この場合において、「資産等報告書審査意見書」とあるのは「調査意見書」と読み替えるものとする。

(資産等報告書の審査)

第8条

2 審査会は、資産等報告書に疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取、資料提出要求等のほか、その関係者に対しても必要な調査を行うことができる。

3 審査会は、第1項の規定により審査を求められたときは、審査を求められた日の翌日から起算して60日以内に資産等報告書審査意見書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された資産等報告書審査意見書のうち、議員に係る資産等報告書審査意見書を議長に送付しなければならない。

第4回資料①

- 4 市長又は議長は、前項の規定により調査した調査意見書の提出を受けたときは、その翌日から起算して7日以内にその調査意見書の内容を請求者に文書で回答しなければならない。
- 5 第5条第1項の規定は、調査意見書の閲覧にこれを準用する。

(資産等報告書の閲覧)

第5条 前条の規定により提出された資産等報告書は、これを受理した市長及び議長において、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで市民の閲覧に供さなければならない。

2024年11月18日

大野城市議会
議長 関井利夫 様

請求者
住所
氏名
電話番号

調査請求書

大野城市政治倫理条例第10条第1項の規定により関係資料を添えて、次のとおり調査を請求します。

記

1 請求する調査事項 (条例第10条第1項 (第1号・第2号))

被請求者氏名	大野城市議会議長 関井利夫
--------	---------------

請求理由については調査請求書の2枚目と3枚目に記載

2 添付資料

資産等報告書の写し (報告義務者: 山上高昭議員、報告年月日: 令和6年5月8日)

政治倫理審査会による山上高昭議員に対する要望書の写し

請求理由

政治倫理条例第10条1項第1号 資産等報告書に疑義があるとき

- ①令和6年5月8日報告の山上高昭議員の資産等報告書には(1)資産の項目において土地、建物、預貯金等すべて該当なしと記載されています。この記載内容は紛れもない事実であるのか調査を請求します。
- ②同じく令和6年5月8日報告の山上高昭議員の資産等報告書には(3)収入及び贈与の項目に議員報酬ほか4件の収入が記載されているにもかかわらず(4)税等の納付状況の項目には、所得税、市県民税等すべて該当なしと記載されています。納税は国民の義務であり一定程度以上の収入が有りながら納税していないかのような記載は、市民に大きな疑念を持たれかねません。該当なしとは、納税していないのか、納税したが該当なしと記載したのか、どちらであるのか調査を請求します。
- ③山上高昭議員に対しては、政治倫理審査会から3度にわたり要望書が提出され、うち2通では提出期限をもうけて資産等報告書の訂正を求めています。要望書には、協力が得られなかった場合には市広報でその旨を公表するとの注意書きが記されていたにもかかわらず山上議員は訂正を拒否しました。拒否したことに正当な理由があると考えらるなら、政治倫理条例第2条「自らの潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」とあるように、山上議員自らが市民に対して釈明を行うべきと考えます。多くの市民が直接声を聴くことができる市議会本会議の場で釈明する意思があるかどうか山上議員に対する調査を請求します。

政治倫理条例第10条1項第2号 第3条に反する行為をした疑いがあるとき

私たちは大野城市政治倫理条例第1条「市民も市政に対する正しい認識と自覚のもとに清浄で民主的な市政の発展に寄与すること」という理念をふまえ、この調査請求書を提出します。国政では、政治とカネの問題で政治に対する国民からの信頼が失墜し、先の選挙では不祥事に関与した議員だけでなく疑惑の解明に口をつぐんだ人たちの責任も追及されました。なりふり構わず保身に走るような人たちは国民の代表として品位のかけらもない、平気で見て見ぬふりをする人たちも同様と判断されたのでしょうか。翻って大野城市政治倫理条例第3条には「議員は市民全体の代表として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み(抜粋)」とあります。山上議員が資産等報告書の訂正を拒否した事案について、大野城市議会議員および大野城市議会は、市民全体の代表としての品位と名誉にかけて身内の論理や仲間意識を優先させることなく、党派を越えて市民の疑念を晴らすべく、市民が納得できる何らかの行

動を起こすのでしょうか。

私たち「XXXXXXXXXX」あてに複数の市民から、議会および議員はどうするつもりなのか、との問い合わせがきています。そこで、大野城市議会議員それぞれに対し、山上議員が政治倫理審査会からの資産等報告書の訂正を拒否している問題について、一人ひとりの見解を問い質す調査を請求します。

なお、上記各請求に対する回答は市民、メディア、その他に公表する場合がありますことをご承知おきください。

省略

【令和6年度政治倫理審査会資料から一部抜粋】	
政治倫理審査会の運営について	1頁
資産等報告書の審査方法について	2頁
政治倫理審査会の任務について（条例から）	4頁
政治倫理審査会の運営について（条例・規則から）	5頁
資産等報告書記載要領	6頁

令和6年度

政治倫理審査会資料

大野城市

政治倫理審査会の運営について

平成 2 年 5 月 1 1 日
大野城市政治倫理審査会

- 1 会議日程及び公示方法について
 - (1) 会議日程については、当該年度の第 1 回目の会議において決定するものとする。ただし、決定した会議日程は、審議等の都合により変更又は追加することができるものとする。
 - (2) 会議日程は、市役所の掲示板に掲示するものとする。ただし、任期満了後における初回の日時、場所については、この限りでない。
 - (3) 会議の開催日時及び場所については、各委員にその都度文書で通知するものとする。
- 2 議席の配列について
 - (1) 議席の配列については、市民代表委員と学識者委員とを左右に配列する。
- 3 会議の撮影許可について
 - (1) 傍聴席からの撮影については、許可するものとし、その都度審査会の許可を求めることを要しないものとする。
 - (2) 会議場内に立ち入ったの撮影については、審議開始後 5 分間に限って許可するものとする。
- 4 資産等報告書の用意について
 - (1) 資産等報告書（写）は、当該年度及び前年度のものについては各委員の議席上に用意するものとし、前前年度以前のものについては会長席に各一部用意する。
- 5 欠席委員への審議結果の送付について
 - (1) 欠席委員に対しては、当日の決定事項及び配布資料を送付するものとする。
- 6 会議録について
 - (1) 会議録は、委員の発言要旨及び審査会の決定事項を記録するものとする。
- 7 配布資料の公開について
 - (1) 会議中に委員に配布した資産等報告書（写）以外の資料については、原則として読み上げることにより傍聴人に会議の内容が理解できるよう配慮するものとする。

資産等報告書の審査方法について

平成2年5月21日
大野城市政治倫理審査会

大野城市政治倫理審査会における資産等報告書の審査方法については、原則として、次の順序及び方法によって審査を行うものとする。

1 審査順序

(1) 審査は、資産等報告書綴りの前から順番に行うものとする。

2 書面審査

(1) 委員各自が資産等報告書の記載事項について比較対照し、疑問点を抽出する。

① 単年度関連項目の比較対照

【例】 (ア) 利子と債権、貯金

(イ) 配当金と株式取引

(ウ) 賃貸料と不動産

(エ) その他（事業収入）と営業不動産・動産

(オ) 不動産と固定資産税

(カ) 地位と給与

② 複数年度同一項目の比較対照

3 文書による説明依頼

(1) 審査会が上記2の記載内容について疑問点があると認める場合は、報告者に対し文書による説明を求める。説明依頼に応じるか否かは、報告者の任意である。

① 書面審査終了後、すべての報告者の指摘事項をまとめ、表現方法及び公平の見地からの必要な調整を加えたうえ、各報告者にそれぞれ文書による説明を求めるものとする。

② 文書回答の審査

(ア) 文書回答の審査の結果、審査会において、なお疑問があると認めるときは、再度、文書による説明を求めることができるものとする。

(イ) 文書による説明を求められた者が正当な理由なく期限までに回答書を提出しない場合は、文書回答を拒んだものとして次の段階の審査に移るものとする。

③ 文書による説明の依頼に対し、「文書に代え審査会に出席して説明する」旨の要請があったときは、すべての文書回答について書面審査が終了した後に説明を受けるものとする。

4 疎明資料の提出依頼

- (1) 上記3の説明によってもなお疑問が残るときは、報告者にその主張を裏付ける資料の提出を求める。提出依頼に応じるか否かは、報告者の任意である。
- (2) 疎明資料の提出については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 疎明資料は、それぞれの事案について審査会の審議を通じて、個々具体的に決定するものとする。

【例】 (ア) 給与支払証明書（収入関係）
（イ）取引内容証明書（有価証券関係）
（ウ）金銭消費貸借契約書、借用書（貸付金、借入金関係）
（エ）預貯金残高証明書（預貯金関係）
（オ）登記簿謄本、固定資産税評価証明書（不動産関係）
（カ）住民票、戸籍謄本（抄）本
（キ）確定申告書（控）
 - ② 疎明資料の提出については、すべての報告者に対し一律に関係資料の提出を求めることはせず、文書による説明を終えた段階で特に疑問のある報告者に限って、提出を求めるものとする。
 - ③ 疎明資料の提出を求める場合は、提出を求める報告者に対し、疑問の内容及びその資料を必要とする理由を明記して通知するものとする。
 - ④ 疎明資料の提出及び提出された資料の審査に当たっては、提出者及び第三者のプライバシーを尊重するように努め、審査上不必要な部分については、目隠し又は塗り潰し等の措置をとるものとする。

5 事情聴取

- (1) 上記3の説明及び上記4の資料の提出によってもなお疑問点が解明できないとき、及び上記3の説明及び上記4の資料の提出に応じないときは、審査会に報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問するものとする。
- (2) 出席要請に応じるか否か、及び委員の質問に答えるか否かは、報告者の任意である。
- (3) なお、正当な理由なく事情聴取に応じなかった者については、その旨を意見書中に記載するものとする。

6 その他

- (1) 疎明資料の取得に伴う費用及び事情聴取に応じた者に対する費用弁償は、行わないものとする。

政治倫理審査会の任務について（条例から）

- 1 資産等報告書の審査その他の処理を行うため、政治倫理審査会を置く。
[第7条第1項]
- 2 審査会は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 資産等報告書を審査し、意見書を市長に提出すること。
 - (2) 市長から調査を求められた事項について調査し、意見書を市長に提出すること。
 - (3) その他、この条例による政治倫理の確立を図るため、市長の諮問を受けた事項につき市長に対して必要な答申、勧告、又は建議をすること。
[第7条第4項]
- 3 議長は、提出された資産等報告書の写しを市長に送付し、市長は、市長等及び議員の資産等報告書の写しを毎年6月30日までに審査会に提出し、審査を求めなければならない。
[第8条第1項]
- 4 審査会は、資産等報告書に疑義があるときは、報告義務者からの事情聴取、資料提出要求等のほか、その関係者に対しても必要な調査を行うことができる。
[第8条第2項]
- 5 審査会は、審査を求められた日の翌日から起算して60日以内に資産等報告書審査意見書を作成し、市長に提出しなければならない。
[第8条第3項]
- 6 市長は、議員に関わる資産等報告書、審査意見書を議長に送付しなければならない。
[第8条第4項]
- 7 市民から調査の請求が市長又は議長にあったときは、議長にあっては、調査請求書と添付資料の写しを市長に送付し、市長は市長等又は議員に係る調査請求書と添付資料の写しを調査請求された日の翌日から起算して7日以内に審査会に提出し、審査を求めなければならない。
[第10条第2項]
- 8 市民から調査の請求があったときは、第8条第2項から第4項までの規定を準用する。
[第10条第3項]

政治倫理審査会の運営について（条例・規則から）

- 1 審査会の委員は6人とする。 [条例第7条第2項]
- 2 審査会の委員の任期は、2年とする。（任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまで） [条例第7条第3項]
- 3 審査会の会議は、公開するものとする。（やむを得ず非公開とするときは、委員定数の3分の2以上の同意が必要） [条例第7条第5項]
- 4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。 [条例第7条第6項]
- 5 政治倫理審査会に会長及び副会長を置く。 [規則第6条第1項]
- 6 会長及び副会長は、委員の互選による。 [規則第6条第2項]
- 7 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。 [規則第6条第3項]
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 [規則第6条第4項]
- 9 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。 [規則第6条第5項]
- 10 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 [規則第6条第6項]
- 11 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 [規則第6条第7項]
- 12 審査会の傍聴に関しては、大野城市議会傍聴規則の例による。 [規則第6条第8項]
- 13 審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。 [規則第6条第9項]
- 14 審査会の庶務は、プロモーション推進課において処理する。 [規則第6条第10項]

資産等報告書記載要領

(令和6年度)

大野城市

大野城市政治倫理条例（抜すい）

（資産等報告書の提出義務）

第4条 市長等及び議員は、毎年1月1日現在の資産、地位及び肩書並びに前年1年間の収入、贈与、もてなし及び第6条第4号に規定する税等の納付状況の報告書（以下「資産等報告書」という。）を毎年5月31日までに市長等にあつては市長に、議員にあつては市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の市長等及び議員の資産等報告書の提出には、報告義務者の配偶者及び扶養又は同居の親族（以下「配偶者等」という。）の資産等報告書も併せて提出しなければならない。ただし、配偶者等にあつては第6条第4号に規定する税等の納付状況に関する報告を要しない。

（資産等報告書の閲覧）

第5条 前条の規定により提出された資産等報告書は、これを受理した市長及び議長において、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで市民の閲覧に供さなければならない。

2 市民は、閲覧により知り得たことは、第1条の目的に沿うよう適正に活用しなければならない。

注 意 事 項

1. 報告書は、該当者1人につき1部作成してください。
2. 区分内に記載することが難しいときは、そのページを追加し、作成してください。
3. その区分に該当するものがなければ、各区分ごとの上段に「該当なし」と明記してください。
4. 各区分の余白は、「以下余白」と記入し、斜線などを引かないでください。
5. 直筆の場合は、黒又は青のボールペンか万年筆で記載してください。
6. 記載する価額又は金額は、1万円単位で記載してください。（1万円未満の端数は切り捨てること。）ただし、（4）税等の納付状況については円単位で記載してください。
7. 令和6年度の資産等報告書の提出期限は、5月31日（金）です。
8. 訂正又は補正の必要があるときは、6月10日（月）までに申し出をすることができます。
9. 記載事項の間違いを書き直す場合は、その間違った記載事項を二重線で抹消し正しい事項をその上部に記載してください。その際、ページ上部に「〇〇字修正」と記載してください。※押印は不要です。
10. この資産等報告書は、提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで、市民の閲覧に供されますので、記載要領を十分活用し、誤記や記載もれ等がないよう注意してください。
11. 各項目において説明等が必要なときは、適宜備考欄に記載してください。
12. 提出された資産等報告書は、政治倫理審査会の公開の審査を受け、また審査に必要な事項について、回答を求められることがありますので留意してください。

資 産 等 報 告 書

大野城市政治倫理条例第4条の規定により提出します。

記入例

所在地目、数字（金額）などは架空のもので
それぞれの区分との整合性はありません。
※押印は不要です。

報告年月日 令和6年〇〇月〇〇日

報告義務者

住 所 大野城市曙町2丁目2番1号

氏 名 大野 ジョー

資 産 等 報 告 書

報告義務者
氏 名

報告義務者の配偶者及び扶養又は同居の親族
住 所

氏 名

続 柄 ()

- 1 . 配偶者及び扶養又は同居の親族との続柄は、夫、妻、子、父、母、妹、弟等と記載してください。

(1) 資産

訂正する際は、記載事項を——で抹消し、正しい事項をその上に記載し、ページ上部に「〇字修正」と記載してください。

4字修正

ア 土地

令和6年1月1日 現在

所在地	地目	面積 (㎡)	固定資産税評価額(万円)	取得の時期	備考
大野城市曙町〇丁目〇〇〇-〇番	宅地	369.00	2,486 2,468	昭和47年5月8日	居住地
// 〇〇〇-〇番	宅地	148.00	990	昭和47年5月8日	居住地
// 瓦田〇丁目〇〇〇-〇番	宅地	217.00	1,470	昭和55年9月28日	住居表示変更 (前年→大野城市〇〇町〇番)
// 大字牛頸〇〇〇-〇番	田	1,525.00	390	平成7年2月25日	持分1/2
// 大字牛頸〇〇〇-〇番	山林	2,616.00	29	昭和59年10月5日	
福岡市博多区井相田〇丁目〇〇〇番	雑種地	630.00	1,235	平成30年2月25日	相続 大野太郎(父)
以下余白					

1. 令和6年1月1日現在で保有する「土地」について記載してください。
2. 所有権を有する「土地」について1物件ごとに記載してください。※市外に所有するものも含む
3. 信託の土地を含みますが、帰属権利者であるものに限りません。
4. 前年中に譲渡、売却したとき、及び補償金を受け取ったときは、(3)収入および贈与の「年金その他」に記載してください。
5. 「地目」は宅地、田、畑、山林、雑種地等を記載してください。
6. 「面積」、「固定資産税評価額」は、共有の場合も物件全体のものを記載してください。
7. 「固定資産税評価額」が1万円未満の時は、記入欄に「1万円未満」と記載してください。
8. 「取得の時期」は、不動産の全部事項証明書の登記原因日付(登記受付年月日ではない)を記載してください。
9. 相続(被相続人からの遺贈を含む)により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
10. 共有の場合は、持分割合を備考欄に記載してください。
11. 居住地の場合は、その旨を備考欄に記載してください。
12. 住居表示変更や区画整理等で前年から所在地変更があった場合は、前住所を備考欄に記載してください。
13. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

イ 建 物

所 在 地	種 類	構 造	床 面 積 (㎡)	固定資産税評価額(万円)	取 得 の 時 期	備 考
大野城市曙町○丁目○○○-○番	住宅	木造	198.35	1,835	昭和47年5月8日	居住地
福岡市博多区井相田○丁目○○○番	賃貸アパート	鉄筋	1,351.71	6,983	平成30年2月25日	相続 大野太郎(父)
福岡市○○区○○町○丁目○番	事務所	鉄筋	50.00	1万円未満	平成15年5月28日	
福岡市○○区○○町○丁目○番	倉庫	木造	50.00	2,387	昭和52年4月25日	
以下余白						

1. 令和6年1月1日現在で保有する「建物」について記載してください。
2. 所有権を有する「建物」について1物件ごとに記載してください。※市外に所有するものも含む
3. 信託の建物を含みますが、帰属権利者であるものに限りません。
4. 前年中に譲渡、売却したとき、及び補償金を受け取ったときは、(3)収入および贈与の「年金その他」に記載してください。
5. 「種類」は、用途(住宅、店舗、倉庫、事務所等)を記載してください。
6. 「構造」は、木造、鉄筋等を記載してください。
7. 「床面積」、「固定資産税評価額」は、全体を記載してください。
8. 「固定資産税評価額」が1万円未満の時は、記入欄に「1万円未満」と記載してください。
9. 「取得の時期」は、不動産の全部事項証明書の登記原因日付(登記受付年月日ではない)を記載してください。
10. 相続(被相続人からの遺贈を含む)により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
11. 持分があるものは、その割合を備考欄に記載してください。
12. 居住地の場合は、その旨を備考欄に記載してください。
13. 住居表示変更や区画整理等で前年から所在地変更があった場合は、前住所を備考欄に記載してください。
14. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

ウ 不動産に関する権利

種 別	価 額 (万 円)	契 約 期 日	備 考
地上権	50	平成4年4月5日	相続 大野太郎(父)
			大野城市〇〇町〇番
賃借権	60	平成19年7月10日	集合住宅 月額5万円
			大野城市〇〇町〇番
以下余白			

1. 令和6年1月1日現在で保有する「不動産に関する権利」について記載してください。
2. 「種別」は、地上権、地役権、永小作権、鉱業権、探石権、その他建物の賃借権等の所有する権益を記載してください。※市外に所有するものも含む
3. 「価額」は、取得価額（借地借家の場合は年額）を記載してください。取得価額が無い場合もその旨を記載してください。
4. 借地、借家等（使用貸借（無償貸借）も含む）の場合は、賃貸借の種別、賃貸借の契約期日もしくは使用開始日をそれぞれ記載してください。※田畑、山林等は除く
5. 借地、借家等の場合は、種類（集合住宅、土地等）と、月額（無償の場合はその旨）を備考欄に記載してください。
6. 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
7. 居住地の場合は、その旨を備考欄に記載してください。
8. 権利を有する不動産の所在地を備考欄に記載してください。
9. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

エ 動 産

種 類	価 額 (万 円)	取 得 の 時 期	備 考
自家用自動車	200	平成24年3月8日	
自家用自動車	50	昭和63年12月21日	
自家用自動車	100	平成27年1月13日	
バイク	60	平成2年8月31日	
トラクター	235	平成4年6月29日	
絵画	120	昭和50年7月12日	
掛け軸	55	平成27年10月29日	
以下余白			

- 1 . 令和6年1月1日現在で保有する50万円以上の「動産」について記載してください。
- 2 . 生活に通常必要な備品（家具、じゅう器、衣服類等、自家用車は1台に限る）は、記載の必要はありません。
- 3 . 「種類」は、トラック、農機具、絵画、陶磁器等を記載してください。
- 4 . 「価額」は、取得価額とし、不明な場合は時価額を記載してください。
- 5 . 「取得の時期」は、所有した時期を記載してください。
- 6 . 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
- 7 . 共有の場合は、その割合を備考欄に記載してください。
- 8 . 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

オ 預貯金

金融機関名	預貯金の額(万円)	種類	備考
〇〇銀行 雑餉隈支店	3,500	定期預金	自動継続
〇〇銀行 雑餉隈支店	88	普通預金	
ゆうちょ銀行	1,600	定額貯金	令和5年3月10日満期
〇〇銀行 白木原支店	4,000	普通預金	土地売買(大野城市乙金〇丁目〇〇番)3,800万円増
J A筑紫 大野城支店	300	普通貯金	相続 大野太郎(父)
以下余白			

1. 令和6年1月1日現在で保有する、一口座の額が50万円以上の「預貯金」について記載してください。
2. 同一金融機関に複数ある場合は、口座ごとにそれぞれ記載してください。
3. 「金融機関名」は、支店名も記載してください。ただし、ゆうちょ銀行については支店名の記載は不要です。
4. 「種類」は、普通預金、定期預金等の預金種別を記載してください。※ゆうちょ銀行やJ A等は「預金」ではなく「貯金」と記載
5. 定期・定額預貯金の場合は、満期日を備考欄に記載してください。ただし、自動継続の場合に限り、満期日ではなく「自動継続」と記載してください。
6. 相続(被相続人からの遺贈を含む)により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
7. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

カ 有価証券

区 分	名 称	種 類	額 面 金 額 の 総 額 (万 円)	備 考
公 債	建設国債	国債	200	平成27年3月11日
	以下余白			
社 債	〇〇電力債	社債	100	昭和63年8月25日
	〇〇鉄鋼債	社債	100	昭和59年7月24日
	以下余白			

- 1 . 令和6年1月1日現在で保有する、額面金額の総額が50万円以上の「有価証券」について記載してください。
- 2 . 「公債」は、国債、政府保証債及び地方債等を銘柄別にそれぞれ記載してください。
- 3 . 「社債」は、電力、鉄鋼、私鉄等の発行する債券等を銘柄別にそれぞれ記載してください。
- 4 . 備考欄に、取得の時期を記載してください。
- 5 . 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
- 6 . 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

区 分	銘 柄	株 数	取 得 の 時 期	時価総額(万円)	備 考
株 式	〇〇建設株式会社	10,000	昭和62年5月11日	1,200	
	有限会社〇〇商会	50	平成10年6月21日	300	
	以下余白				

1. 令和6年1月1日前で最も近い終値（前年の大納会の終値）が、時価総額50万円以上のものについて記載してください。
2. 資本金の額が1億円以上の株式会社の株式、または金融商品取引所に上場されている株式について記載してください。
3. 「取得の時期」は、所有することとなった期日を記載してください。
4. 「額面金額の総額」は、記載の必要はありません。
5. 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
6. 前年の報告と比べて株数に増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。
7. 価額が公表されていないため時価総額が不明の場合は、その旨を備考欄に記載してください。

区分	出資先	出資の時期	出資の額（万円）	備考
出資	〇〇合資会社	平成13年9月1日	100	
	日本銀行出資証券	平成3年7月7日	50	
	以下余白			
その他	種 類	額面金額の総額（万円）		備考
	約束手形	50		
	以下余白			

1. 令和6年1月1日現在で保有する、総額で50万円以上のものについて記載してください。
2. 「出資」は、日本銀行出資証券、信用金庫出資証券、合名会社、合資会社等に対するものを銘柄ごとに記載してください。なお、株式の購入による出資については株式の欄にのみ記載してください。
3. 「出資先」は、相手方が明らかとなるよう、詳細に記載してください。
4. 「その他」は、金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券のうち、他の記載項目のどれにも該当しないもの（約束手形、抵当証券、預託証券等）をそれぞれ記載してください。
5. 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
6. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

キ 信託に関する権利

権 利 の 種 類	受 託 者	数 量	価 額 (万 円)	信 託 の 時 期	備 考
中期国債ファンド	〇〇証券	10	100	平成15年4月1日	
投資信託	〇〇証券	100	300	平成18年9月1日	
以下余白					

1. 令和6年1月1日現在で保有する、1月1日前で最も近い終値が、総額50万円以上のものについて記載してください。
2. 「権利の種類」は、投資信託、公社債投資信託、国際ファンド、株式投資信託等、それぞれの権利ごとに記載してください。
3. 「受託者」は、証券会社等の信託先を記載してください。
4. 「財産の種類」は、記載の必要はありません。
5. 「数量」は口数を記載してください。
6. 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
7. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

ク 貸付金及び借入金

区 分	貸 付 ・ 借 入 先	貸付・借入金額(万円)	貸付・借入期日	備 考
貸付金	有限会社〇〇商事	1,000	平成16年3月22日	
	以下余白			
借入金	〇〇銀行 天神支店	2,300	平成17年7月5日	
	知人	500	平成21年12月20日	
	株式会社〇〇	50	平成28年6月15日	
	以下余白			

1. 令和6年1月1日現在の「貸付金」及び「借入金」の残高が50万円以上のものについて記載してください。※個人、法人を問わない。
2. 出所や貸付・借入先等で相手方が個人である場合は、個人名を書かず「知人」、「兄弟」、「親類」などと分類し記載してください。
3. 「借入金」が前年と比べて減少しているときは、その理由を備考欄に記載してください。
4. 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。

ケ ゴルフ会員権

ク ラ ブ 名	口 数	備 考
〇〇カンツリークラブ	1	
以 下 余 白		

- 1 . 令和6年1月1日現在で保有する「ゴルフ会員権」のうち譲渡可能なものについて記載してください。
- 2 . 相続（被相続人からの遺贈を含む）により取得した場合は、その旨と相手方の氏名及び続柄を備考欄に記載してください。
- 3 . 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

(2) 地位及び肩書

令和6年1月1日現在

ア 企業及びその他の団体の地位及び肩書

企業・その他の団体名	地位及び肩書	備考
大野城市	議長	令和4年4月1日～令和7年3月31日
〇〇株式会社	相談役	令和4年4月1日～令和7年3月31日
〇〇土木建築会社	顧問	令和4年4月1日～令和7年3月31日
社会福祉法人〇〇会	理事	令和4年4月1日～令和7年3月31日
〇〇・〇〇衛生施設組合	議員	令和4年4月1日～令和7年3月31日
以下余白		

1. 令和6年1月1日現在における「地位及び肩書」について記載してください。
2. 公職等（議長、副議長、委員長等）、企業その他の団体（一部事務組合議員等）における役職名（会長、理事、相談役、顧問、取締役、監査役等）を記載してください。役職がない場合（パート、アルバイト、正社員等）は記載の必要はありません。
3. 宗教的、社交的（同窓会、同好会、スポーツクラブ等）及び政治団体（後援会等）については、記載の必要はありません。
4. 備考欄には、その役職における任期を記載してください。

イ 公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取決め

相手方	条件	備考
〇〇株式会社	雇用期日令和6年4月1日、期間3年、取締役、給与30万円	
以下余白		

1. 令和6年1月1日現在における公職を退いた後の雇用に関する契約その他の取り決めについて記載してください。
2. 「条件」は、雇用の期日、期間、地位及び給与等、取り決め内容が詳細にわかるよう記載してください。

(3) 収入及び贈与

令和5年1月1日～同年12月31日

ア 給与、報酬、事業所得、譲渡所得、配当金、利子、賃貸料、謝礼金、年金その他

区 分	出 所	内 容	金 額 (万 円)	備 考
給与 及び 報酬	大野城市	議員報酬	950	
	〇〇株式会社	退職金	100	
	〇〇株式会社	役員報酬	1,200	
	〇〇土木建築会社	役員報酬	60	
	〇〇・〇〇衛生施設組合	議員報酬	300	
	以下余白			

1. 令和5年1月1日から12月31日までの給与等について、1出所当たり3万円以上のものを記載してください。ただし、旅費等の費用弁償を除きます。
2. 給与（諸手当を含む）、報酬、賃金、期末手当及び退職金等を記載してください。
3. 市及び市の関係する団体から支給される給与や報酬等についても記載してください。
4. 地位及び肩書ごとに記載してください。
5. 税控除前の収入額（支払いを受けた額）を記載してください。
6. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

区 分	出 所	内 容	金 額 (万 円)	備 考
事 業 所 得	農業	米、野菜	200	
	保険業	損害保険代理店	1,000	
	以下余白			
譲 渡 所 得	株式会社〇〇地所	土地の譲渡	3,800	大野城市乙金〇丁目〇〇番、宅地、200㎡
	以下余白			

1. 令和5年1月1日から12月31日までの「事業所得」及び「譲渡所得」について、1出所当たり3万円以上のものを記載してください。
2. 「事業所得」は、種類ごとに、農業、製造業、小売業、サービス業等を記載してください。金額には、収入金額から必要経費を差し引いた金額（所得金額）を記載してください。
3. 「譲渡所得」は、出所ごとに、土地、建物、機械器具、借地権等の譲渡と記載してください。金額には、税控除前の額（売買の場合は支払いを受けた額）を記載してください。
4. 「譲渡所得」のうち、事業所得に該当する場合は、事業所得欄に記載してください。
5. 譲渡が不動産の場合は、所在地、地目、面積等を備考欄に記載してください。
6. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

区 分	出 所	内 容	金 額 (万 円)	備 考
配 当 金	〇〇建設株式会社	株式配当	10	
	以下余白			
利 子	〇〇銀行 春日原支店	預金利子	11	
	以下余白			
賃 貸 料	〇〇株式会社	家賃	550	
	借主	地代	84	
謝 礼 金	〇〇の会	講師謝金	5	
	知人	仲人謝金	20	
年 金 其 他	厚生労働省	厚生年金	120	
	大野太郎 (父)	相続	8,518	土地、賃貸アパート、現金

1. 令和5年1月1日から12月31日までの「配当金」、「利子」、「賃貸料」、「謝礼金」、「年金その他」について、1出所当たり3万円以上のものを記載してください。
2. 「配当金」は、株式配当、出資配当、証券投資信託の分配金、相互保険会社の基本利息等を記載してください。「金額」は配当金額を記載してください。
3. 「利子」は、預貯金利子、公社債利子、公社債投資信託の分配金等を記載してください。「金額」は配当金額を記載してください。
4. 「賃貸料」は、地代、家賃、権利金等を記載してください。また、一面の土地又は一団の家屋から生じるものは、合算で記載してください（相手方が複数であっても同一出所とみなす）。ただし、事業所得に該当する場合は、事業所得欄に記載してください。「金額」は、収入金額から必要経費を差し引いた金額（所得金額）を記載してください。
5. 「謝礼金」は、労務の提供又は便宜を供与したことに対して受けた金銭（講師謝金等）、原稿料等を記載してください。「金額」は税控除前の金額（支払いを受けた額）を記載してください。
6. 「年金その他」は、各種年金、恩給、公務扶助料等や、保険金、賠償金、示談金等その他どの区分にも該当しない収入を記載してください。また、相続により土地・建物・現金などの資産が増加した場合、それぞれの項目の記載とは別に、相続での取得総額も併せて記載してください。「金額」は税控除前の金額（支払いを受けた額）を記載してください。
7. 生命保険、火災保険等は、加入の時点では記載しません。保険金の支払いを受けた時点で「年金その他」の欄に記載してください。
8. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

イ 贈与及びもてなし

区 分	出 所	内 容	金 額 (万 円)	備 考
贈 与	〇〇の会	掛け軸 (1本)	55	令和5年4月22日
	大野太郎 (父)	現金	300	令和5年4月22日
	以下余白			
もてなし	〇〇株式会社	タクシーチケット	10	令和5年11月13日
	以下余白			

1. 令和5年1月1日から12月31日までの1出所当たり3万円以上の「贈与」、5万円以上の「もてなし」について、税控除前の金額（支払いを受けた額）を記載してください。
2. 「贈与」は、扶養義務者と被扶養者相互間の生活費、教育費等や学資及び婚礼、葬儀、国際儀礼、その他社会的儀礼にかかわるものは除きますが、遺贈は贈与に含みます。また、その価格又は金額について、物品の場合は時価額、不動産の場合は固定資産税評価額、その他税控除前の金額を記載してください。併せて、「内容」に品目、数量、備考欄に取得年月日（実際に本人の所有となった期日）を記載してください。
3. 「もてなし」の「内容」は、交通、宿泊、飲食、娯楽、招待券、入場券等、相手方ごとに記載してください。また、価格又は金額は、もてなしを受けた費用を評価して記載してください。併せて、備考欄にもてなしを受けた年月日を記載してください。
4. 前年の報告と比べて増減があった場合は、その理由を備考欄に記載してください。

(4) 税等の納付状況

ア 税 等

区 分	納 付 す べ き 額 (円)	納 付 額 (円)	備 考
所 得 税 (前 年 分)	6,352,000	6,352,000	
事 業 税 (前 年 度 分)	該 当 な し	該 当 な し	
市 県 民 税 (前 年 度 分)	2,622,800	2,622,800	
固 定 資 産 税 (前 年 度 分)	1,008,936	1,008,936	
軽 自 動 車 税 (前 年 度 分)	31,200	該 当 な し	環境性能割を含む
国 民 健 康 保 険 税 (前 年 度 分)	該 当 な し	該 当 な し	

1. 「所得税」は、令和5年1月1日から12月31日までのものを、「事業税」以下については令和5年度分を令和6年5月31日現在における納付状況について記載してください。
2. 資産等報告義務者（本人）に係るもののみ記載してください。※配偶者等については、記載の必要はありません。
3. 「軽自動車税」は、毎年かかる軽自動車税（種別割）と軽自動車を購入したときにかかる軽自動車税（環境性能割）を合算した額を記載してください。
4. 軽自動車税（環境性能割）を合算して記入する際は、その旨を備考欄に記載してください。

イ 使用料等

令和5年1月1日～同年12月31日

区 分	納 付 す べ き 額 (円)	納 付 額 (円)	備 考
大野城市上下水道使用料	113,754	113,754	
介護保険料	45,830	45,830	保険料のうち、延滞金830円
保育料	589,740	500,000	未納金89,740円
以下余白			

1. 令和5年1月1日から12月31日の使用等にかかるもので、令和6年5月31日現在における納付状況について記載してください。
2. 上下水道使用料、公営住宅使用料、土地貸付料、介護保険料、保育料等で、市町村等との契約、その他これに類する行為によって、一定期間納付すべきことが約束された使用料等を記載してください。
3. 資産等報告義務者（本人）に係るもののみ記載してください。※配偶者等については、記載の必要はありません。
4. 未納金や延滞金等がある場合は、詳細を備考欄に記載してください。